

人・土豪などの保護をうけて、発展したものと思われる。

このように室町―戦国期の越中には相当数の時宗寺院があった。だがこれは遊行派の例であるにすぎない。近世になるとともに各寺院の消息は浄禅寺ら二、三か寺を除いてすべて途絶えてしまう（久保尚文『越中時宗史の下限に』、『富山史壇』七五号）。報土寺の場合、『時衆過去帳』の段階では放生津に所在したとされるが、「遊行派末寺帳」の段階ではその所在地は富山とされている。これは永正十七年（一五二〇）放生津を拠点とした神保慶宗の滅亡によって外護者を失っていた報土寺が、放生津にも一流を残したけれども、やがて神保長職が富山に進出し築城するとともに、主流は富山城下に転じたことを意味するのであろう。神保長職もまた時宗寺院の外護者であったことがうかがえる。

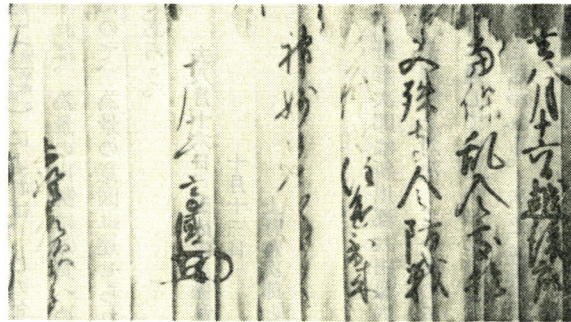
三、放生津神保氏の終焉

永正十二年 為景の侵攻

永正三年（一五〇六）秋、長尾能景が越中において討たれたあと、越後守護代職を相続したのは子息の為景である。為景は翌四年八月一日、守護上杉房能の養嗣子定実を擁立し、房能を排してクーデターを起こした。府中を追われた房能は兄の関東管領上杉顕定のもとへ逃れようとしたが、天水峠で為景勢に包囲され、自刃して果てた。続いて為景討伐に拳兵した本庄時長・色部昌長・竹俣清綱らの揚北衆も、永正五年六月には降伏に追い込まれた。こうして十一月六日に定実いみは幕府から越後守護職就任の允許を得た。永正六年七月、房能の兄関東管領上杉顕定が関東軍八千余騎を率いて越後になだれ込み、為景方を諸戦において破った。このため為景は上杉定実とともに越中まで退いたものの、九月には伊達尚宗と連絡して伊達軍合力の約束を得て再起を図り、翌七年に佐渡を経由して蒲原津に上陸した。ついで寺泊、椎谷の戦いで顕定方を破り、敗走する顕定を長森原で討ち取っ

た。永正十年九月には上条定憲や宇佐美房忠に奉ぜられた上杉定実が為景を討つために挙兵して春日山城を奪取し、さらに信濃衆を誘ったが、為景は定実を捕えて幽閉し、翌十一年五月には宇佐美氏を亡ぼして越後の国政を完全に掌握した。このような下剋上の結果として、長尾為景は知行安堵状を発給するなど、国主と目される権限をもって越後支配にあたることになったのである。

永正十一年（一五一四）に越後国内の平定を終えた長尾為景は、ここで加賀一向一揆の平定に歩を進めることに決したようである。永正十八年二月に為景は越後国内に一向宗禁止を命じているが（『上杉家文書』二）、それは父能景の禁令を継承したものだとしている。能景による禁止令については具体的史料を欠くけれども、永正三年三月に本泉寺蓮悟が指摘しているように（『乗誓寺文書』）、明応年間以来、能登の畠山義元が能景を説得した結果打ち出されたものとみてよいだろう。



細川高国書状（上野竹雄所蔵文書）

折から加賀では、永正三年一揆の軍事的基盤となった在地領主層を中心とした国人荘官と、加賀三か寺等の支配権の強化を図る本願寺一門寺院との間に、擾乱状態が発生していた（『六日講御書』龍谷大学蔵、金龍寺、加賀一向）。こうした加賀教団内部の混乱をみた為景は、これにつけ込んで加賀に進撃する計画をたてたものと思われる。永正十一年五月、本願寺方では「三ヶ国より乱入すべきなと以之外雑説」（『六日講御書』）が伝えられている。三か国とは能登・越中・越後のことであろうが、加賀国内の混乱に乗じてこの三か国が連合して加賀に乱入する状況が生み出されていたのである。翌永正十二年にはそれが現実となったようであり、「遊行二十四祖御修行

記」〔定本時
宗宗典〕によれば、この年長尾為景が越中に乱入してきている。この出勢の実状は全く知り得ないが、状況からすれば、為景の出勢は加賀への進撃を目的としたが、途上の越中の国人衆はこれを為景の越中侵略と見なして反撃したので、為景の意図は達せられなかったのであろう。すなわち次の文書は、この永正十二年の為景出勢にちなむものである。

去八月十六日、越後衆当保乱入之处、於文殊寺令防戦、被疵之由注進到来、神妙候也、謹言

十月十三日

高国(花押)

上野彦次郎とのへ

(上野竹雄所蔵文書『富山県史』史料編Ⅱ七八九頁)

上野彦次郎は新川郡太田保内の集落上野の土豪であった。当時細川高国の管掌下にあった太田保内の国人土豪諸士は、長尾勢と対決しているのである。そうしてみると、この時点では能登・越中・越後の三か国側はまだ意を細川高国方に通じていなかったものであろう。そのため、越中勢はこぞって為景の侵攻に反撃を加え、為景勢を退却せしめたものと思われる。なお「遊行二十四祖御修行記」によれば、為景の越中侵攻は永正十二年に始まり、十六年、十七年へと続いている。ここではこの記事を採用し、「東寺過去帳」等がいう永正十三年越中進撃説については留保しておくことにする。

このように長尾為景の永正十二年(一五一五)の越中出勢は失敗した。しかしこの為景出勢が神保慶宗に与えた衝撃は決して小さくなかったと思われる。永正十四年六月、神保慶宗は放生津専念寺にあてて禁制を出し、「俗人寄宿之事」等を禁じている。専念寺は報土寺等の時宗とのかかわりをもっていると同時に、この時期には興正寺末の浄土真宗寺院となっていたようである。興正寺はこの時期放生津周辺大袋荘、小矢部川中流域(福岡町地域)に集中的に進出

し、門末寺院を形成していた。おそらく神保慶宗・遊佐弥九郎らとの交渉の上になつて、旧時宗系寺院を門末として掌握することに成功したものである。専念寺に対する禁制の交付は、専念寺のみならず、こうした興正寺末寺院群に対するものに等しかったのである。神保慶宗は長尾為景の攻撃に備えるために、その領内周辺におけるこうした寺院群を、神保陣営内にとり込むことに腐心していたのである。このように神保慶宗をめぐる政情はきわめて不安定化しており、神保方は軍事的緊迫感を深めていたといえる。

永正十六年越中 侵犯の名分

次の永正十六年の越中侵犯に際しての為景の述懐記事には、永正十二年の失敗については一言も触れられていない。

先年於越中国、為始亡父正統、國中士卒數輩討死、各御存知上、一々不及申願候、然而彼国へ被入馬刻、種々合力義申届候
処、終無其義、野伏一人不被相添段、無心千万候、殊自畠山尾州御書を一通不給候、誠無御情次第候、畢竟神保所行訖候、賀
州者共事者敵御方上軍習、一旦義更不苦候歟、於越中国遺恨難打置候哉、(下略)

(永正十六年二月二日長尾為景書状 上杉家文書『富山県史史料編』Ⅱ八〇一頁)

ここでは専ら、永正三年の長尾能景の芹谷野における敗死は神保慶宗の所行によつてもたらされたと主張し、慶宗非難に終始している。そして為景の越中出勢の目的は、父の仇である神保慶宗を討伐するためだとされている。つまり為景は永正十六年の越中出兵のための大義名分を永正三年事件の仇討に求めているのである。ここでは永正十二年侵犯については意識的に触れられていないのである。それはとりもなおさず永正十二年の為景の越中出勢目的が神保慶宗討伐ではなかったことを意味している。右の記事にもあるように、為景にとっては「賀州者共事者敵御方」の關係であり、本来の敵は加賀一向一揆とされていた。このことからみても、永正十二年の越中出勢は加賀一向一揆討伐を目的としていたことが推測されるのである。

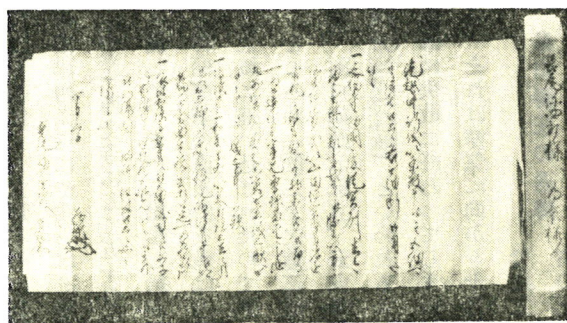
このように時間の経過をたどってくると、永正十六年の侵攻を前にしての為景が、永正十二年の侵攻をどのように位置付けていたかが一つの問題となる。文書中で為景は永正十二年問題については一言も触れていないけれども、為景の念頭に永正十二年の痼^{とじり}がなかったとはいえないだろう。おそらく為景は永正十二年の越中侵攻に際して、越中勢の反撃をうけたことについて、その中心が神保慶宗であることを察知したからこそ、永正十六年の侵攻に際してはその攻撃目標を加賀一向一揆ではなく、神保慶宗としたのであろう。それに先立って、為景は同盟関係にある越中守護家畠山尚順や能登の畠山義総と交渉しながら、神保慶宗調略に意を尽したであろう。だが結果として慶宗はそれに応じず、両越能三か国側と対決する方向に進んだと思われる。こうした越中政治情勢の変化は、越中国人衆の間に少なからぬ動揺を与えた。永正十五年ごろには「彼国無正体成行、既国中者共過半牢人、当国其外飛州・能州へ罷越、合力義頻而申候、其上自彼国申越旨共候」(上杉家文書『富山県史』史料編Ⅱ八〇一頁)ということになってしまったのである。越中国人衆は神保慶宗派と反対派とに分裂してしまったのである。

長尾為景の越中侵攻

こうして両越能三か国側による越中神保慶宗討伐軍の編成は着々と進められた。積年抗争関係にあった河内の両畠山家(尚順・義英)は当時融和し、義英の子息勝王が尚順の猶子となっていたらしい。よって、三か国側は勝王を越中攻めの総大将とした。永正十五年(一五一八)七月、勝王は越後の中条藤資にあてて、「就越中国発向之儀、長尾彈正左衛門尉方江合力之事申談候、可然様自他御取合馳走憑入候」と書き送り^(三浦和田中条古文書『富山県史史料編Ⅱ七九二頁』)、さらに長尾為景に出勢を促している。そして勝王自身は加賀にある武衛衆、つまり斯波義良の一党や加賀国衆を糾合し、蓮沼口から越中に乱入する手はずを整えていた。また永正十二年の失敗を反省し、管領細川高国の了解を取りつけ、その「御内義」によって、細川家の所領新川郡太田保に家臣上原左衛門大夫を下して、越中国衆に調略を加え、反神保慶宗の拠点形成に努めていた。さらに加賀在国中の幕府奉公衆五十余人にも出勢が申し

付けられていた。

こうした神保慶宗討伐体制の編成をうけて、永正十六年二月長尾為景は越後国衆に越中への出勢を要請したのであるが、その際に為景は先記のように、その出勢の大義名分を父長尾能景の仇討と規定したのであった。折から加賀門徒衆の内部においては、「永正十五年ノ比、北国ノ面々御掟ノ旨心ガケナキニヨリ、国ミダリガハシク、他家ノ偏執アイヤマズ」（今古独語）という状況がみられた。これは前記のような加賀の国人荘官層と本願寺一門寺院との間の紛争を



長尾為景書状 （上杉家文書）

指していると思われる。それゆえ加賀三か寺側としても、越中問題に介入する余力はなく、「定福寺帰国已後、從賀州去今度々無疎意趣、書状共候」（上杉家文書『富山県史』史料編Ⅱ八〇）とあるように本泉寺蓮悟らの加賀三か寺側は永正十六年に予定された三か国側の神保慶宗討伐軍事行動への非介入を約束したのであった。為景が「天道時節到来」（『富山県史』史料編Ⅱ八〇一頁）といっているのも当然であった。

このようにして永正十六年の長尾為景・畠山勝王および能登畠山義総の両越能三か国の神保慶宗討伐軍は越中に侵入した。越後勢の出勢は「去春已来長々御張陣」（『富山県史』史料編Ⅱ八〇五頁）とあるように、予定通り三月に行われたらしい。為景の出兵に際して畠山尚順は、「為景ニ一郡給候と忝可存候」（上杉家文書『富山県史』史料編Ⅱ八〇一頁）とあるように、越中四郡のうちの一郡（新川郡であろう）を恩賞として為景に付与すると約束している。為景はこうした利益に誘われるとともに、「此般事者、且被対正統御志、且属本意候」（『富山県史』史料編Ⅱ八〇一頁）という名分を掲げて越中に出兵したのである。まず為景は境川で神保慶宗を破り、真見・富山に陣を張り、二上山の麓まで迫った。遊

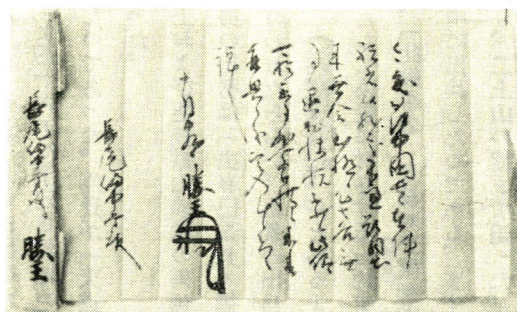
行二十四代上人古跡不外の見聞によれば、永正十六年八月の記事として、「抑賀州潮津西光寺にやすらはせ給ふ折節、越後より越中へ弓矢を取かけて乱入あり、(中略)西光寺にして五十日をくり給ふうちに、越後衆退散して、越中衆無為に属して、やかて出歩し給ふものなり」とみえている(遊行二十四祖御修行(記)『定本時宗家典』)。長尾為景と神保慶宗の直接的交戦は八月に始まり、五十日近く続き、神保方はついに詰城二上城に追い込まれたのであった。

ところが「既二上之麓迄放火、彼城及落居計之刻、能州口不慮出来、無念此事候、両口如此云成立、云向寒氣、当年帰陣無余儀候、行事当年へ被相延候」(上杉書「富山県史」史料編Ⅱ八〇八、八〇九頁)といわれるように陥落寸前に追い込んでいたはずの二上(守山)城攻撃は失敗に終わってしまい、為景は一たん越後へ帰国することになったのである。それは寒氣に向かう十月のことだったようである(「富山県史」史料編Ⅱ八〇五頁)。

畠山勝王の退陣

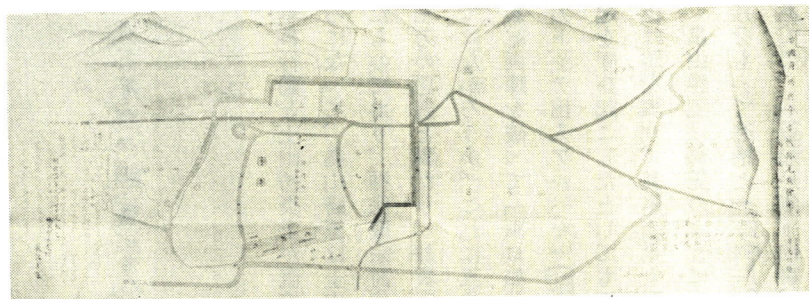
では二上城攻撃失敗の原因はどこにあったのであろうか。

右の記事によれば「能州口不慮出来」とあって、越中に出陣していた能登畠山義総勢が思いがけず敗北したためだと思われる。永正十六年(一五一九)における畠山義総の越中出勢への対応は、長尾為景との交渉史料を『上杉家文書』中に全く残していないことにかがえるように、きわめて緩慢であり、それゆえに最終的な詰めの段階に及んでから逆襲されて一敗地にまみれたものといえる。能登畠山氏が越中に出勢していたことは、「去年(永正十六年)の九月越中へ能登越後衆同心に打こえ侍りて、此所におゐて一戦も有罷て、衆数百人討死す」(遊行二十四祖御修行(記)『定本時宗家典』)とあることで確認できるが、翌十七年の陣立てに先立って「義総自身進発之儀、堅被申下候、其上彼覚悟、去年二ハ可相替



畠山勝王書状

(上杉家文書)



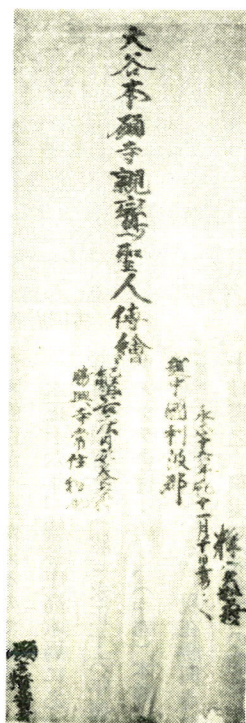
古国府勝興寺古城跡見絵取跡図

(伏木図書館蔵藤井家文書)

事」(永正十七年四月二十四日畠山氏被官手日記)と多少批判がましく注文されていることからみて、十六年における義総方の動きはかなり消極的だったといえる。

こうした能登畠山氏の対応ぶりも関係して、両越能三か国軍の越中神保慶宗討伐は失敗し、結果として「両口如此云成立」の仕儀となってしまった。両口とは能州口と加州口、すなわち蓮沼口とであろう。つまりこの時敗北したのは畠山義総方だけではなく、蓮沼口から侵攻した畠山勝王軍も同様だったのである。ではこの両口において両畠山軍に勝利したのは誰だったのだろうか。守山城に追い込まれていた神保慶宗にそのような余力が残っていたのだろうか。この場合注目しなければならないのは、越中一向一揆勢の動静である。先記のように加賀三か寺方はこの年の両越能三か国の神保慶宗討伐問題に非介入を約束していた。したがって加賀三か寺方の影響下にある勝興寺(土山坊)以下の越中門徒衆も公式的には蜂起できない立場にあった。しかし次のような勝興寺についての記事をみる時、この年に越中門徒衆が一揆に蜂起した可能性がうかがえるのである。

永正十六年、蟹谷庄高木場にあった土山坊は炎上し、安養寺村に移った。その間の事情を顕誓は、「然ニ永正十六年彼寺炎上ノ後、オナシキ庄内安養寺トイフ所へ、実玄ウツシテ自住シ給フ、(中略)本尊・御影・御伝絵マテ申アケ、実玄ヘワタシ申サレ畢」(「反故裏書」と記している。現在勝興寺に伝存する親鸞伝絵裏書には「永正十六年卯十一月十日書之 釈実如(花押)」の記載があり、右の記事が裏付けられる。つまり、土山坊の



親鸞聖人伝繪裏書
(高岡市伏木勝興寺蔵)

軍事行動と土山坊炎上が直接的に関連していると推測させるに十分である。おそらく、二上落城間近しとみられるころになって、畠山勝王は土山坊を焼打ちしたのではないだろうか。それは両越能三か国方のスケジュールを先取りしたものであり、神保慶宗討伐の次の段階としての対一向一揆抗争への暴走であったと思われる。しかしそれは畠山勝王方の思惑と異なり、加賀三か寺方の非介入宣言にもかかわらず、土山坊下の越中門徒衆らの蜂起を呼び起こしたのではなからうか。これに五位庄門徒衆等も連動して氷見に陣取る畠山義総勢をも急襲し、結果として畠山勝王・畠山義総兩陣を破って「両口如此云成立」といわれる状況に至ったものであらうと思われる。土山坊は「越中国坊主衆与力トシテ出入アルヘキ」(「反故裏書」)との由緒をもった有力寺院である。畠山勝王がこれを攻撃したとなると、門徒衆の蜂起を呼び起こしたとしても不思議ではない。おそらくこうした畠山勝王の作戦ミスにより、永正十六年の神保慶宗討伐は詰を誤り、長尾為景も退去しなけりなかつたのであらう。

畠山勝王は前記のように永正十六年の両越能三か国方出勢軍の総大将であった。ところがその消息は永正十六年十月をもって途絶え(上杉家文書『富山県史』史料編Ⅱ八〇六頁)、永正十七年には全く登場していない。しかも河内にある畠山尚順は長尾為景にあてて、「屋形息無下向事、此儀者毎々慶明・慶親申儀ニ候へ共、無信用候、為景被申事候之間、如何様之儀候共、

炎上は同年十月以前であったことは確実であり、両越能三か国方の二上山攻撃の時期にきわめて近いと考えられる。ことに畠山勝王方の越中侵入路とされる蓮沼口が洪江川沿いの街道をたどって高木場とも、結ばれていることを考慮すれば、畠山勝王方の

可有許容事候、雖然、此子細者就家之儀、一段被成遠慮儀之条、一端之非被申事候」(上杉家文書「富山県史」史料編Ⅱ八二頁)と述べている。

つまり尚順は神保慶明や遊佐慶親からの報告によって、勝王を「無信用候」と責め、為景からの要請があったとしても勝王を尚順の名代として引き続き越中戦線に送ることはできないというのである。時あたかも畿内においては四国からの細川澄元・三好之長の軍勢が上陸して、細川高国方は動揺しており、それに連動して畠山尚順と義英との関係も再度抗争状態に入ったと思われる。そのため義英の子勝王が尚順の猶子として越中に再派遣される余地は全くなくなっていたのである。むしろ勝王は尚順方から追放されたといつてよいだろう。そして、このことが翌永正十七年の両越能三か国軍の神保慶宗再討伐に際して、加賀・越中門徒衆に非介入の立場を再確認させる要因の一つとなつたのではないかと考えられる。

神保慶宗の放生津再興

永正十六年(一五二九)の長尾為景侵攻の結果、神保慶宗の本拠であつた放生津の街並は相当の被害を受けたらしい。しかし神保慶宗は為景の退去とともにさっそく放生津の復興に全力を傾けたようである。遊行上人古跡不外は永正十五年に二十四代上人位を継いだ人物であるが、従来から放生津道場報土寺の住僧として慶宗とは昵懇^{じこ}の間柄であつた。永正十六年の戦乱が治まつた後に放生津を訪れ、十七年三月まで滞在している。その折不外は慶宗と度々話し会う機会があつたようであり、次のように伝えている。

相州藤沢再興の間、越中の府に閑居の地一山建立の契約、越前守慶宗去々^(永正十六年)年の冬越年の比より内証外用談合畢、因茲去年の三月彼地出歩の砌、此促逗留^{じうりゅう}あて、廿五代相統の儀とゝのへらるへき由懇望ありけれ共、善光寺の御事本願の念仏のあるしにてましませは、一代一度の参詣をもとけ、そのうち信州のうちにて化導をもゆつり侍らむとてたゞせ給ふ比、かの報土寺の新地のかり屋に、吉江仏土寺坊主其阿に遊行軸屋僧阿をあひそへのこしをかせられけり、慶宗存生ならば三年五年の間には如形造営もなり、新寄もあるへき事うろおもひもなかりしゆへ、過し七月九日に御定の儀成就有て、やかて十日あまりには海野より越中へ趣かせらるへき分にて侍りしに、(下略)

(遊行二十四祖御修行記「定本時宗宗典」)

このように十六年の戦乱で焼失した放生津報土寺の跡には、さっそく仮屋が建てられていたが、慶宗はその再建にとどまらず、不外に遊行上人位を弟子に譲らせて、不外を藤沢上人の地位につけ、そのまま放生津に留め置き、越中放生津で藤沢山清浄光寺の再建を行わせようとしているのである。それは不外の信濃善光寺詣での願いによって実施されるに至らなかったが、手ひどい敗戦の直後であるにもかかわらず、放生津復興にかける慶宗の意欲がうかがえるように思われる。被災以前の放生津町についての具体的史料を全く欠いているとはいえず、そのにぎわいはかなりのものであったといえるだろう。したがってこの慶宗の意図に従って直ちに放生津の街区が旧状に復興されたとはとても考えられない。復興に着手されたとしても、永正十七年の長尾為景の越中侵攻作戦の展開によって、慶宗方の再建計画は途中で挫折せざるをえなかったであろうと思われる。また残存史料から判断する限りでは、慶宗の関心はとかく宗教面に偏っていたようである。翌十七年にも予想される長尾為景再攻に対して、神仏の加護に頼ろうとする傾向もあったのではなからうか。

なお、永正十六年の為景侵攻は神保慶宗を窮地に追い込み、放生津の街区を荒廃させただけでなく、神保慶宗と結んで抵抗した椎名方にも同様の被害を与えていたようである。「遊行二十四祖御修行記」によれば、「石田と云浦に報土寺の末寺有、過し乱にあひて道場はかり屋にて侍るとて、寺の本尊を浜へ出し奉りて、御十念を申さしたる」とみえる〔定本時
宗室傳〕。富山県下の古寺社には、往古は繁栄していたけれども上杉謙信等の侵攻による戦乱によって、文書・記録・什物等を失ったと伝える例が多い。古くからの由緒をもつ古寺社は、おおむね、神保氏や椎名氏等の外護下にあったと思われることからすれば、そうした罹災伝はかなり信憑性をもっているのではないかと思われる。ただ、そうした被災を蒙ったのは、謙信の侵攻によるだけでなく、右の記事のように、長尾為景の侵攻による場合も多かったであろう。ことに永正十六、十七年の為景侵攻は、神保氏の拠点であった放生津を壊滅的状况に追い込んだと思わ

れ、中世前期以来にぎわいを極めてきた放生津の歴史もまた、全く消去される結果となったようである。

永正十七年の神保 討伐軍の編成

永正十六年（一五一九）の越中侵攻に失敗した両越能三か国側は、十七年の春になるとともに越中攻撃の再編成にとりかかった。長尾為景は越中との国境通路を閉鎖して、軍備を固めると

ともに（「遊行二十四
祖御修行記」）

紀州にいる畠山尚順に対して、尚順自身の越中戦線への出馬を要請している（「富山県史史料編Ⅱ」）。こ

れに対して尚順も、自身の下向については未定として言明を避けつつも、為景に対しては「国^{（越中）}之様体、去年之乱入ニ
よって、一向無正体之由申候、当年之行可輒」として、神保慶宗攻撃を督励し、能登の畠山義総に対しては「義総自

身進発之儀、堅被申下候、其上彼覚悟、去年ニハ可相替」と去年の失敗を責

めつつ叱咤し、畠山義総自身が越中攻撃の陣頭に立つよう要請している。さ

らに飛驒口の斎藤藤次郎を調略して神保方に対峙せしめ、本願寺と加賀三か

寺を調略してこの年もまた越中への非介入を守るよう約束させている。こと

に尚順の指揮下に入った越中勢については、神保慶明・遊佐慶親に委ね、新

川郡において為景勢と連合して戦局に臨むよう指示している。

こうした長尾為景や畠山尚順の強い意向をうけて、能登の畠山義総もこの

年の出馬を約束していたであろう。両越能三か国軍による越中包囲網がこの

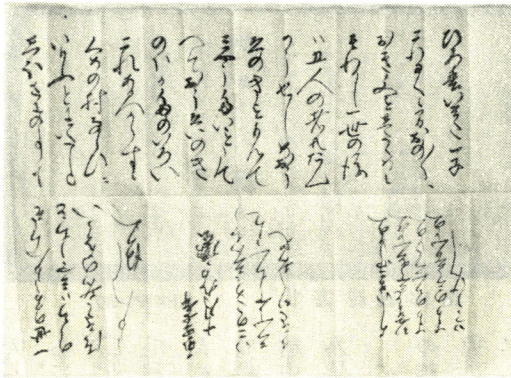
ようにして成立した結果、神保慶宗も敵対しがたいことを悟ったようで、五

月ごろには紀伊の畠山尚順のもとへ帰参を願ひ出していた。しかし尚順からそ

の措置を委ねられた為景は、慶宗の帰参を拒否し、武力討伐の主張を譲らな

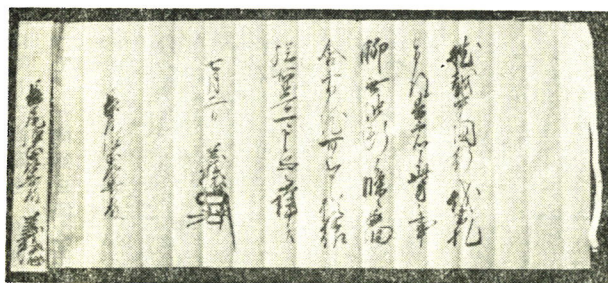
かった（六月十九日畠山卜山書状上杉家文）。

そして永正十七年六月十三日に越中に攻め



（上杉家文書）

毛利 広 春 置 文



畠山義総書状

(上杉家文書)

入り、七月三日には境川城を陥れた。ついで七月二十三日には椎名一類を破り、さらに神保慶宗討伐が成就するまでは越年をいとわなことの不退転の覚悟を示している(八月二十八日畠山ト山書状、上杉家文書)。(富山県史・史料編Ⅱ八一九、八一九頁)その意向は被官達にも徹底しており、為景に従軍した毛利広春は、永正十七年十月十九日に、妻と家臣に書を与えて後事を託し、「いこのためニ、^(越中 新庄 庵)あんちうしんしやうちんにてかきおく者也」(毛利広春置文、上杉家文書)と決死の覚悟で臨んでいたのである。こうした為景方の進軍に呼応して能登の畠山義総も「就越中国行之儀、書札旨得其意候、此方之事聊無油断候」(七月二日畠山義総書状、上杉家文書)と為景に申し送って、連携していたのである。(富山県史・史料編Ⅱ八一九、八一九頁)

こうした両越能三か国軍の強硬姿勢の前に、神保慶宗とそれに与同する椎名慶胤らの越中国衆たちはこれを迎え討たねばならなくなった。神保慶宗はその年の初秋、神通川を越えて太田荘に陣取り、新庄城に陣取る長尾為景方と小競り合いをくり返し対峙していた。その際、八月には大浦福円寺に禁制を掲げているが、そこには「婦負郡福円寺」と記しており(永正十七年八月日神保慶宗禁制「享保十年、寺社方御調理書写」『大山町史』一〇九頁)、慶宗の太田荘域への派兵が、長尾軍の侵攻に対抗するためであって、射水・婦負両郡守護代としての神保氏の正当な権限を越えるものでないとの主張を込めているようである。これは前記のように細川管領家との関係の深い太田荘地域の国人層と神保慶宗との間に、まだ被官関係が形成されていなかったために、神保慶宗が太田荘地域に進出するにも国人層の意向を配慮しなければならなかったことを示すものであろう。ともあれ神保・長尾の決戦は太田荘方面を舞台として、日に日に近づいていたのである。

畠山尚順の挫折

越中の戦局が急を告げている一方、紀伊にある畠山尚順の立場にも重大な転機が訪れていた。それは畿内政局すなわち畠山尚順とも結んでいた細川高国政権の動向そのものにかかわるものであった。永正五年（一五〇八）の足利義植―細川高国政権の成立は大内義興の軍事力に支えられていたといえるが、大内義興は以後山城守護として京都に滞在してきた。しかし永正十五年八月に至って、本国周防の軍事情勢が険悪化してきたために、義興は急拠帰国してしまった。これによって畿内における細川高国方の勢力に陰りがみえ始めるとともに、阿波の細川澄元党の動きが各地で活発化した。永正十六年十一月六日に兵庫に上陸した澄元・三好之長らの四国勢は、十七年二月には越水・伊丹・池田城を相次いで攻略し、將軍義植に書面を送って二心なきを誓約し、その願いが高国を退けたいだけであるとの旨を申し送った。このため高国は二月十八日に、義植を京都に残したまま近江に出奔した（〔記〕拾芥）。こうした動きに呼応して、河内の両畠山氏の和平は破れ、反高国方に走った畠山義英は、大和の越智家全らを誘って畠山尚順の子植長の守る高屋城を攻め、三月十六日にこれを落とした。前記のように長尾為景の要請にもかかわらず、畠山尚順が越中へ下向できなかったのも当然であった。

これより先、永正十四年（一五一七）に尚順は嫡子植長に守護職を譲って河内高屋城を委ね、紀州広城に隠居したものの、畠山氏被官に対する実質的統制力を保持し続け、紀州での領国支配の強化に専念していたようである。ところが右のような状況が発生してその支配基盤が動揺し始めるとともに、永正十七年八月に尚順は突然紀州から追放されてしまったのである。八月十一日尚順は「今度紀州之儀、依中意雜説、不慮題目出来候、無念至極候、乍去泉州於堺津無事に取退候、心安可被存候」（〔上杉家文書〕「富山県史」史料編一八七頁）と長尾為景に申し送っている。この追放劇は紀伊において尚順と対立関係にあった湯河氏を中心とした紀南の広範な国人層の一揆の結果といえるだろう。こうした湯河氏らによる尚順追放劇は、尚順の領国支配強化が国人層との対立を深める質のものだったからであろうが、その際国人等は守護

方との全面的な対決を回避するために、尚順の子植長支持を打ち出し、植長もまた広城の大將として河内にいた弟を内衆として置き、紀州における守護支配権の維持を図っている。これは植長が父尚順追放に積極的だったということではなく、畠山義英との高屋城をめぐる攻防の戦後処理に忙しく、尚順を救援するだけの余力がなかったためであろう。それはともかくこれを機に尚順・植長父子は心ならずも対立状況下に置かれることになったのである（〔石田晴男「守護畠山氏と紀州」『豊国』一〇二号（『歴』）』）。翌年五月に、尚順は紀伊再入国を試みているが、頑強な抵抗にあつて「散々仁打負テ、淡路島へ被引退」（〔春日社司祐維記』三六（日本史料』九一三）』）ということになってしまった。

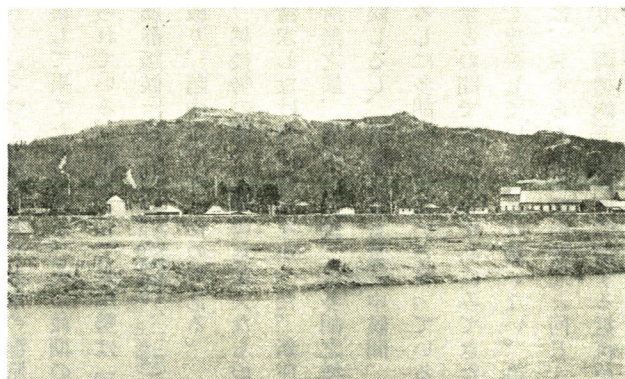
しかしこうした状況に陥ったにもかかわらず尚順は越中問題に深い関心を示している。紀伊から追われたとはいえ、畠山家臣団に対する実権は依然尚順が掌握していたのであろう。八月十一日付書状では長尾為景・畠山義総に軍事協力を要請するとともに、以後次第にその使者役を務める神保慶明・遊佐慶親に守護代的権限を委譲するようになっていった。永正十八年二月十三日付長尾為景宛畠山義総書状（〔富山県史史料編』一（八四、八五頁）』）の副状とも思われる「遊佐秀盛手日記」（〔富山県史史料編』二（八二、八三頁）』）によれば、「神保出雲守方・遊佐新右衛門尉方へ毎篇可被加尊意事」とあつて、慶明・慶親によって実際上の越中支配が推進されていたことがうかがえる。畠山尚順はやがて大永二年（一五二二）七月、淡路島において没している。

神保慶宗の滅亡

永正十七年（一五二〇）の越中の様相は、前年の両越能三か国軍の攻勢により「一向無正体候」といわれていた。ことに長尾為景方は初秋ごろから新川郡新庄城に拠っていた。しかし、背水の陣をしいてこれに対するために神保慶宗らの越中勢は神通川を越えて太田荘に陣取り、この年の暮に至るまで長尾勢と対峙していた。しかし厳冬期に入った十二月二十一日、長尾方の物資・人員の補給が困難になるとみただけであらうか、神保慶宗は新庄城に総攻撃をかけた。激戦であつたと思われる。「大呂廿一日辰辰剋至酉時、越后^{（後）}之軍

旅六百余、越中之軍兵三百余討死云々」(「遊行二十四」(「祖御修行記」))といわれるように、朝から夕方まで続いた戦闘の結果、相方大きな損害を受けている。戦死者数だけから見ると神保方が優勢であったかと思われるが、「遷夕陽国軍敗北」というように、越中勢が敗北し、敗走することになる。「残党或渡氷河事十一瀬、或凌素雪事四五里也、因茲半溺水半凍死者二千人云々、于時越前守慶宗下馬兮、脱甲胄嗽雪、西面合掌念仏十声兮自殺云々、」(「遊行二十四」(「祖御修行記」))とあるように、おそらくつく神通川等や射水の湿原を西走する過程で、神保方の兵卒は力尽き、神保慶宗もまた逃走をあきらめ、自害して果てたのである。その最期の様子は陣僧として随行していた時衆によって、甲斐滞在中の遊行上人不外に伝えられている。結果として長尾勢は「得大利、為初神保越前守慶宗、其外遊佐・椎名・土肥親類被官数千人討捕、一国属静謐候」(十二月二十二日為景書状 上杉家文書 富山県史料編Ⅰ八三二頁)という戦果をあげた。長尾為景はその軍事力をもって神保慶宗とその一党を打ち破り、越中を平定したのである。

越後勢の蒙った損害も甚大なものがあつた。その損害を償うためにも長尾為景は越中守護畠山尚順に十分な恩賞を請求しなければならなかつた。新庄合戦の三日後の十二月二十四日、為景は次のように述べている。「爰元ハはや用所無之候、帰国にて候、但多胡之様体見度候者、可被打越候、ともかくも任心中候、此方ハ多胡へこへ候て、一国取候しるし、隣国之覚も是訖申候間、明日ハ直小沢へ可打帰候」(上杉家文書 富山県史料編Ⅰ八三三頁)。(「牛力」)。ここで為景は越中一国を取ったしるしに多胡へ行きたいと言っている。多胡とは氷見の田子のことであろう。ここまでの戦闘経過は神保慶宗と長尾為景との間でのものを中心に見てきたが、先にも見たように、この年の戦いには能登の畠山義総も出陣し、神保慶宗方を攻撃していたことは疑いない。為景の追撃をうけたとはいえ、神保慶宗が逃走途上で自害せざるをえなかつたのは、おそらく新庄での敗北と同じところに神保方の詰城であるべき二上城あたりが能登勢によって奪取されたことを知り、両越能三か国方に対する抵抗がもはや不可能であることを悟つたためではないだろうか。為景が多胡に行くのは



望遠跡城上二

「隣国之覚も是迄申候」ためである。当時畠山義総は二上山北麓の多胡に陣取っていたのであり、それゆえ為景は「一国取候」ことを義総に報告し、越後勢の軍忠も伝えて恩賞給付を確実にしておくために、多胡の義総の陣所を訪れたのであろう。

翌永正十八年（一五二二）の春には越中衆の再乱、二上城占拠事件が起こったが、その際為景は「彼要害落居候者、能州迄可為御難儀候」（四月三日為景書状、上杉家文書「畠山義総」）と記している。二上城の維持が長尾為景・畠山義総両陣営にとって共通の重要拠点であったことは明らかであるが、それは越中守護家畠山尚順からの正式の統治権確認のない状況下においては、両者は越中の軍事統治に共同して当たらなければならなかったことを示している。両者は越中における戦功を相互に保証し合う立場にあったのである。それゆえ為景の多胡の畠山義総陣所訪問は、為景方にとっても不可欠の行動だったといえるのである。為景は畠山尚順のもとへも戦功を報じ、永正十五年段階で交わされた「属本意候者、為景ニ一郡給候」（永正十六年二月二日為景書状、上杉家文書「畠山義総」）という約束の履行を迫ったであろう。しかし尚順はそれに直ちにこたえることはしておらず、この段階では、「戦功無比類」「殊更自身之働、古今之高名難尽筆」（富山県史「史料」編Ⅱ八二四頁）と、感状を出すにとどまっている。右の約束の実現は大永元年（一二二二）十二月七日の「畠山卜山書状」（上杉家文書「畠山義総」史料編Ⅱ八三二頁）を待たねばならないのである。

大永元年の越中
一向一揆蜂起

永正十八年（一五二一）（八月二十三日に大永と改元、以下大永元年と表記する）二月、長尾為景は領内に一向宗禁制を布告した（富山県史史料編Ⅰ（八二六、八二七頁））。この条文第二条をみると、「今度彼宗旨不事問再興、太曲次第由事」とある。その第一条に「無碍光衆、任高岳御下知、末代被弘之事」というように、越後では長尾能景時代にすでに一向宗は禁止され、それが「国法度」とされていたのである。だが為景の気付かぬうちに一向宗の再興は進んでいたのである。為景が再興に気付いたのは「彼宗旨蜂起事」があったからで、さっそく討伐したが、「今度役者油断故、大略落行」ということになってしまった。そこで為景は越後国内に一向宗禁止を指令し、違犯に對する罰則規定を布告したのである。

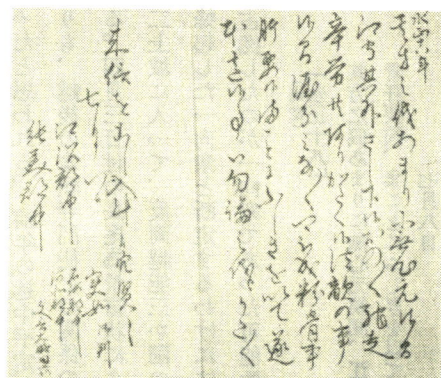
為景の一向宗禁止令そのものは越後国内に出されたものであるにしても、その対外的影響はかなり大きいものであったと思われる。前年の越中平定という状況からすれば、多少なりとも越中への影響はありえたであろうし、何よりも、越後の本願寺門徒との関係の中で、本願寺実如や加賀三か寺はこの動きに敏感に反応したと考えられるのである。四月三日付の長尾為景書状によれば、「彼国再乱、二上要害取詰相攻之由、度々註進到来」といわれ、越中衆が二上城に入って、反阿越能三か国の動きを示している（上杉家文書「富山県史史料編Ⅰ」八二八頁）。この記事だけから越中再乱の主勢力を越中で蜂起した一向衆と断定するわけにはいかないけれども、この年、越中では確かに一向一揆が蜂起しており、二上城を占拠したのが一向衆であった可能性は高いといわなければならない。

（端書）
「永正十八」

其方之儀あまりに無心元候間、江守其外さし下候、おの／＼馳走辛勞共ありかたく候、法敵の事候間、涯分みな／＼可被成粉骨肝要候、まことにふしぎを以て、遂本意候事へ、勿論之儀候、かた／＼来信をこし入計候、穴賢々々

七月八日

実如御判



実如書状写

(龍谷大学蔵「六日講御書」影写本)

江沼郡中 石川郡中
能美郡中 河北郡中

(文意大略同前)

(龍谷大学蔵六日講御書)

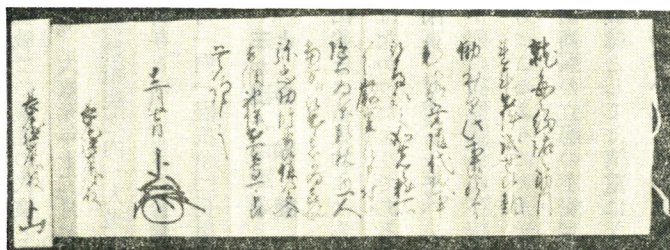
この書状において実如は、加賀四郡中が「法敵」討伐のために蜂起するよう要請している(金龍寺「加賀一向一揆の形成過程」)。これに続いてみられる「大永二年」の端書のある石河・河北両郡宛実如書状(六日講御書)には、「去年越中にて忠節高名共無比類事ありかたく候」と述べられている。大永元年(一五二二)に蜂起した加賀一向衆が向かったのは越中だったのである。同書状には、この越中での抗争に続いて、「今度能州にてのはたらき共、仏法

世間相違言語道断の次第候、これと申も数年法儀の偽なる心中のあらはれとあさ間敷候」とあって、大永元年以来蜂起した一向一揆が、能登においても抗争していることが知られると同時に、それが数年来好誼を通じてきていた両越能三か国方との和議決裂の結果であることがうかがえる。このように大永元年から二年にかけて蜂起した一向一揆は、越中・能登において長尾為景・畠山義総と対決していたえるように思われる。

こうした経過からすれば、前年までの本願寺・加賀三か寺と両越能三か国との和議が破れ、両者間に抗争が発生したことの背景には、前記の長尾為景の一向宗禁止布告問題が関係していることは確かであろう。実如による加賀四郡中への蜂起要請は、前掲文書のように大永元年七月を待たねばならないようである。そうした要請をうけて越中に出現したのは、加賀衆ばかりでなく、飛騨白川照蓮寺衆などもあり(八月二十八日明心書状 照蓮寺文)、実際に一向衆と長尾・能

(八月二十八日明心書状 照蓮寺文)
〔龍谷大学蔵「六日講御書」〕

登畠山勢等が越中において抗争したのは大永元年九月以後、二年にかけてであらうと思われる。そしてそれは大永元年三月ころの越中衆の二上城占拠に端を発した事件が拡大した結果だったのではなからうか。今一度その問題についてみておこう。



畠山卜山書状 (上杉家文書)

長尾為景は永正十七年の神保慶宗討伐後、その蒙った損害の大きかったこともあって、積極的に越中支配に乗り出せる立場にあったかどうかは疑問である。しかし大永元年の二上城占拠事件の勃発は、為景方にとって「数年大忠、勞而無功義候哉」(四月三日、上杉家文書「富山県史」史料編Ⅰ八二八頁)といわれるように、甚大な犠牲を払ってようやく獲得されようとしている越中に対する支配権そのものが、水泡に帰すかもしれない危険性をはらんでいた。さらにこのことは為景方のみの問題ではなく、前記のように相互補完的立場にある能登畠山氏にもかかわる重要な問題であった。そうした相互関係ゆえに、為景方としては二上城占拠問題が既述の書状のように「能州迄可為御難儀候」ことになることも避けねばならなかった。したがって能登勢の越中出陣も当然行われたに違いない。そして為景はそれにあわせて再度越中に出陣しなければならない。「連々申談筋目可為相違候之間、重而可令出陣候、御陣勞雖勿論候、有用意、今月中御着陣簡要候」(同上四月三日、為景書状「富山県史」史料編Ⅰ八二八頁)と越衆に出陣を命じなければならなかったのである。そして結果としてこの年の越中出陣は後一向一揆との全面対決へと発展し、翌大永二年にかけて越中・能登において激しい戦闘が繰り広げられたのであった。

以上のように大永元年における長尾為景らの越中再征とは、永正十七年の神保慶宗討

伐戦での犠牲の代償として得られるはずの恩賞、つまり越中の一郡支配権の確保をかけた軍事抗争であったといえよう。大永元年十二月七日付で畠山尚順は為景に「新川郡守護代職」を与え、「如先々料所以下嚴重可被申付」きこと、「為景類親之内一人当方江被出」ことを命じている（畠山ト山書状 上杉家文書 富山県史・史料編一八三頁）。長尾為景にとって畠山尚順からの新川郡付与とは、まさに苦難の代償を払って獲得された恩賞に他ならなかったのである。それはまた大永元年から始まった対一向一揆抗争に長尾為景を督励するものでもあったといえよう。

三 三国と本願寺との和睦

大永元年（一五二一）の一向一揆蜂起は越後の長尾為景・能登の畠山義総に対するものであった。しかし、その抗争原因はおもに為景の一向宗禁止布告措置に求められ、しかも一方の畠

山義総は結果的には為景と共同戦線を組んで、一向一揆との抗争に引き込まれたのであるが、当初はさほど積極的ではなかったようである。永正十八年二月十三日付の長尾為景宛畠山義総書状の副状には、「賀州三ヶ寺へ不可有御等閑事、付条々口上在之、右、彼方之儀、入魂分候、於此方モ不被存等閑事」（遊佐秀盛手日記 上杉家文書 富山県史・史料編一八三頁）とあって、両越能三か国の同盟関係の存続を前提としつつ、三か国が加賀三か寺方との親交を維持すべきことを強調している。畠山義総方はこのように大永元年の対一向一揆戦を予定していなかったようである。それはおそらく、越中守護家としての畠山尚順の立場の不安定化を反映したものであり、ことに尚順が細川高国と対立関係に転じたので（大日本史料 天永元年三月七日条）、畠山義総としては慎重にならざるを得なかったからであろう。しかし畠山尚順を紀伊国から追放した勢力に一向宗方が加わっていたことからうかがえるように（石田晴男「守護畠山氏と紀州」『敬史』、歴史学研究所 四四八号）、畠山尚順は本願寺・一向一揆方との関係を悪化させていたと思われる。加えて長尾為景が越後国内に一向宗禁止を布告した結果、能登畠山氏だけが親本願寺の立場にとどまれるわけがなかった。大永元年の両越能三か国方と北陸一向一揆の抗争はこうして大規模なものに拡大していったといえる。

しかし大永二年（一五三二）五月十六日付石河・河北兩郡宛実如書状（六日諺御書）によれば、兩郡門徒衆はこの抗争の責任者若松本泉寺蓮悟にも相談しないで能登戦線から撤退している。それは逆にいえば畠山義総方が一向一揆方と停戦したことを意味するものであろう。両越能三か国方と本願寺・一向一揆方との抗争は、まず畠山義総方によって和睦の方向への転換が図られたといえよう。右書状にみえるようにやがて実如もまた「右京兆被申候ニ付て、和与のすゝめ申下候」といい、和睦についての検討を指令する。折しも大永二年七月には畠山尚順が淡路島に没し、和睦の障害の一つが消える。それは新川郡守護代職を得たばかりの長尾為景の対一向一揆戦継続の名分の一半をも失わせることである。こうして細川高国の和平調停工作が受け容れられる状況が、北陸において広く形成されていたのである。やがて大永三年三月二十五日の本願寺蓮如二十五年忌を目前にしたところに、両越能三か国方と本願寺・一向一揆方とは和睦したのである（三月八日実如書狀興善寺文書）。

和睦内容は史料を欠いているので不明である。だが上述のところからすれば、この和睦によって停戦するということは、双方が現状を是認し、相互の支配領域問題を凍結するという他に他ならなかったであろう。そしてそれは、それまでの抗争が明応二年以来の長い時間的経過を引きずったものであっただけに、単に北陸だけの問題ではなく、和睦のもつ政治的影響は、畿内政局をも拘束する重大なものであったといえる。

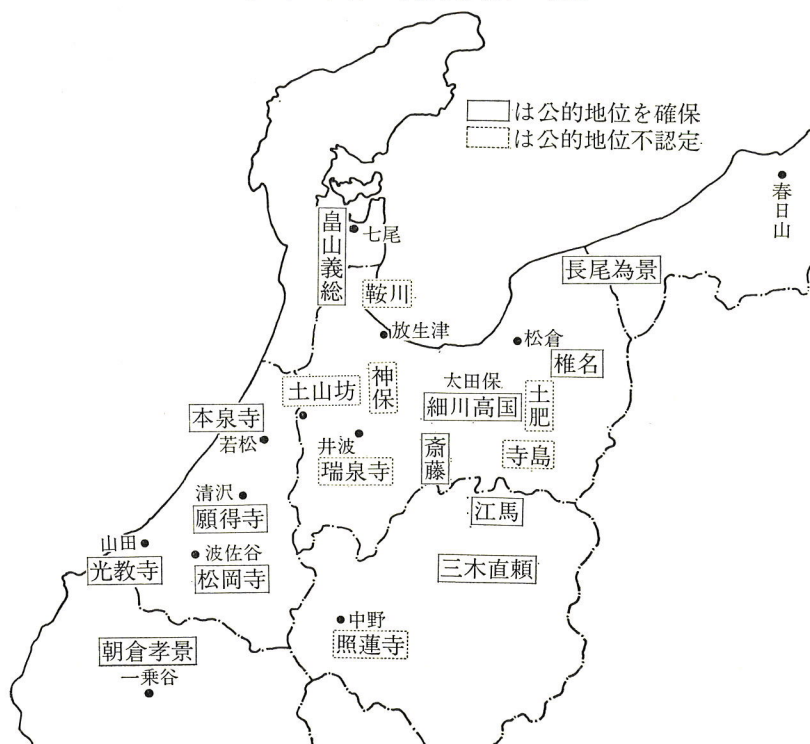
ともかくも、この和睦によって本願寺の加賀に対する世俗的支配権は正式に認知された。だがそれは、一方において、越中が本願寺領国ではなく畠山氏の守護分国であることの再確認となるものであった。そして大永元年に補任された長尾為景の新川郡守護代職を、本願寺方および諸権門が追認するものでもあったといえる。

ところで、畠山尚順のもとで守護代的役割を担ってきた神保慶明・遊佐慶親の立場は、この和睦によって認められたとみてよいのであろうか。大永元年段階での兩人の権限は、長尾為景・畠山義総の軍事力を背景として、越中と

もかくも実効性を保っていたであろう。だが和睦の結果は、加賀一向一揆を共通の敵としてきた両越能三か国守護方の同盟関係を停止させる一面をもっていたであろうから、両人の軍事的存立基盤は一挙に劣化したであろう。さらに大永二年には畠山尚順が没したので、両人は最大の後楯を失った。尚順は両人の守護代的役割の名目性を保証する立場であったろうから、両人はここに至って名目性さえも失ったことになろう。

畠山尚順の死後、越中守護職はその実質性を急速に失いつつ、尚順の子植長方に継承されたと思われる。『上杉家文書』一には五月五日付長尾信濃守宛畠山氏被官連署状があり、「就越中計策之儀、其已後可被申候之处、依遠路無其儀、只今從屋形、以書状被申候、不相替先年、御

第9図 大永三年講和体制下の北陸



行頼被存候」と記されている。この長尾信濃守は為景であろうから、官途名からみてこの書状は大永四年以後の発給にかかり、畠山植長方の差出である。植長方は越中守護権を継承したけれども、実質的軍事力行使は、やはり為景に依存しようとしていたのである。

以上のように、大永三年以後の越中は、名目的には畠山氏の守護権が確認されているけれども、実質的には守護権を行使すべき守護代が新川郡の長尾為景を除いては存在しなかった。したがって大永三年以後の越中西部では、公式的には本願寺・一向一揆の支配が認められないけれども、実質的にはその影響力が次第に大きくなりつつあった。しかしそれは越中西部がそのまま一向一揆支配下に組み込まれていくということではない。神保慶宗は滅んだけれども、やがて天文期になると、神保長職による神保氏再興が達成されるのである。

なお、越中における勝利前後、越後における長尾為景の権力掌握は一挙に進んだ。為景は国侍に安堵状を発行するが「何様御屋形御定上、繼目御判迫而可申沙汰者也」(永正十七年五月十三日為景安堵
扶水原文書越後史料卷三)と記している。つまり上杉定実を幽閉して守護としての実権を奪い、守護権を代行するものとして為景は国主の座についたのである。そして国侍を外征に駆り出すことによって、国侍に対する軍事指揮権を確立していった。為景はたびたび朝廷・幕府へ贈物をし、その立場を権威づけようとした。嫡子道一には將軍義晴より一字を受けて晴景と名乗らせ、また京都には神余昌綱を駐在させた。だが為景はその地位を安定させることは結局できなかった。幽閉中の上杉定実を擁立して為景を倒そうとする上条氏らの国人衆は、享祿三年(一五三〇)に連合して挙兵した。以後越後国内は混乱した戦況を呈し、そうした情勢の続くなかで、為景は天文五年(一五三六)十二月二十四日に春日山城において没することになる。

巷間、長尾為景は天文十四年に越中砺波郡梅檀野で、神保良衡らと戦って敗死したといわれる(越後實
三州志)。しかし、その説の誤りであることは、今ここに説くまでもない。